

千葉県の実質的な住宅修理業者の啓発チラシ・ポスターで県民周知

～県・県警等と連携し「保険が使える」という住宅修理トラブルへの注意喚起～

日本損害保険協会千葉損保会（会長：菅野 彰・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社千葉支店長）では、「保険金が使えない」と勧誘する業者と保険契約者とのトラブル防止を目的に、千葉県において、県・県警および損害保険代理業協会と連携して住宅修理トラブルの注意喚起啓発チラシを10万部、ポスター500部を作成しました。

本チラシは、県内の警察署、各市町村行政担当課（福祉担当、民生委員、消費生活センター）、建設業関係団体、保険会社や代理店等を通じて県民に配布されるほか、交番、市内各所の消費生活相談課等にもポスターが掲出される予定です。

11月13日に、千葉県庁2階会議室において、本チラシの共同制作に関する記者発表を行いました。記者発表において、千葉県環境生活部くらし安全推進課の渡辺課長から、自然災害の後には、災害に便乗した住宅修理トラブルの発生が懸念されるので、チラシを活用し、広く県民に注意喚起を行っていききたい旨の挨拶がありました。次いで、石渡千葉損保会会長代理から、千葉県では、今年9月の台風13号により多く被害が発生していますが、お客様の保険金の請求に際しては、まずはご加入の保険会社や代理店にご連絡、相談をお願いしたい旨の挨拶がありました。

本チラシは、千葉県消費者センターに寄せられた実際の相談事例を盛り込んだ内容となっており、業者から「保険金を使って無料で修理ができる」と勧誘されて修理契約をしたが、後日「工事をキャンセルしたい」と電話したところ、支払われた保険金の40%を解約料として払うように言われたケースや、「火災保険を申請すれば台風被害として保険金が支払われ、リフォーム工事ができる」と勧誘を受け、契約したが、工事代の全額については保険金が支払われず、高額な費用を自己負担することになったケースなどの相談事例を紹介しています。

当支部では今後も、引き続き県、県警や関係団体と連携のうえ、悪質な住宅修理業者への注意喚起および損保業界の対応強化に向けて取り組んでまいります。



＜千葉県版チラシ＞
※裏面は協会全国版と同じ



左：石渡損保会長代理 右：渡辺くらし安全推進課長

【千葉県版】悪質な住宅修理業者に関する注意喚起チラシ（PDF データ・ダウンロード可能）

https://www.sonpo.or.jp/news/branch/kanto/2023/pdf/2311_1_chirashi.pdf